

高森町タブレット図書館情報



高森町タブレット図書館は、子育て世代のみなさまに絵本の貸出でたくさん利用されています！

絵本を読み聞かせる時間は、お子さまのこころを育てるだけでなく、親子で過ごすあたたかなひとときにもなります。

「どんな本を読んであげようかな…」と思ったときは、ぜひタブレット図書館をご活用ください。

まだ利用されたことのない方も、この機会に気軽にのぞいてみてください。

また、「子どもに読ませたい本」「気になる絵本」などのリクエストも右記QRコードからお待ちしています!!
※なお、予算や閲覧可能な書籍数に限りがあるため、すべてのご要望には対応できない場合があります。



リクエストはこちら！

こちらのQRコードから閲覧可能です。

ID・パスワードをお持ちでない方、お忘れの方は下記担当までお問合せください。



問 教育委員会事務局 社会教育係 ☎0967-62-0227

年金だより



年金

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除対象となるのは、令和7年中(令和7年1月1日から12月31日)に納めた保険料の全額です。

※令和7年中に納めたものであれば、過年度分の保険料や追納した保険料も対象です。

※ご家族(配偶者やお子様等)の国民年金保険料を支払っている場合も、その保険料について控除が受けられます。

令和7年9月17日年中に納付した国民保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象の方に送られます。お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関するお問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル

○電話番号(ナビダイヤル) ☎0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合 (東京)☎03-6630-2525

○受付時間

- ・月～金曜日 午前8時30分～午後7時
- ・第2土曜日※ 午前9時30分～午後4時

※第2土曜日以外の土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!!

ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか？

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



問 熊本東年金事務所
☎096-367-2503